

## 答申第 139号

(諮問第 161号)

### 答 申

#### 第 1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 10 月 20 日付けで行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経緯

##### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 5 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 大分市内の県立高校第一次入学者選抜過去 5 年分についての詳細
  - ア 各県立高校ごとの受験者全体の学力検査科目別平均点、および平均合計点（複数学科がある学校は学科ごと）
  - イ 各県立高校ごとの合格者の学力検査科目別平均点、および平均合計点（複数学科がある学校は学科ごと）
  - ウ 各県立高校ごとの合格者最低点（複数学科がある学校は学科ごと）
- (2) 大分県立豊府中学校入学者選抜過去 5 年分
  - ア 適性検査 I、II の受験者全体の得点分布
  - イ 適性検査 I、II の各設問別正答率

##### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、次の公文書を特定し、条例第 7 条第 5 号に掲げる情報が記録されているとして、一部公開決定（以下「本件一部公開決定」という。）を行い、令和 5 年 10 月 20 日付けで審査請求人に通知した。

- (1) 平成 31 年度県立高等学校第一次入学者選抜学力検査各学校合計点分布状況
- (2) 令和 2 年度県立高等学校第一次入学者選抜学力検査各学校合計点分布状況（全教科、教科別（国語、社会、数学、理科、英語））
- (3) 令和 3 年度県立高等学校第一次入学者選抜学力検査各学校合計点分布状況（全教科、教科別（国語、社会、数学、理科、英語））
- (4) 令和 4 年度県立高等学校第一次入学者選抜学力検査各学校合計点分布状況（全教科、教科別（国語、社会、数学、理科、英語））
- (5) 令和 5 年度県立高等学校第一次入学者選抜学力検査各学校合計点分布状況（全教科、教科別（国語、社会、数学、理科、英語））
- (6) 大分豊府中学校入学者選抜適性検査結果推移〔全体結果〕

- (7) 平成 31 年度大分県立豊府中学校入学者選抜適性検査解答状況適性検査 I II
- (8) 令和 2 年度大分県立豊府中学校入学者選抜適性検査解答状況適性検査 I II
- (9) 令和 3 年度大分県立豊府中学校入学者選抜適性検査解答状況適性検査 I II
- (10) 令和 4 年度大分県立豊府中学校入学者選抜適性検査解答状況適性検査 I II
- (11) 令和 5 年度大分県立豊府中学校入学者選抜適性検査解答状況適性検査 I II

### **3 審査請求**

審査請求人は、本件一部公開決定について、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 6 年 1 月 24 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

### **第 3 審査請求人の主張の要旨**

#### **1 審査請求の趣旨**

本件一部公開決定処分において実施機関が非公開とした部分の内容の情報公開を求めるものである。

#### **2 審査請求の理由**

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実際に入試を受ける受験生にとっても重要かつ公開されるべき情報である。
- (2) 非公開理由である「入学者選抜にかかる事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの」には該当しない。

### **第 4 実施機関の弁明の要旨**

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

#### **1 本件対象公文書の意義・性格について**

##### **(1) 関係法令**

学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 90 条第 1 項では、「高等学校の入学は、第七十八条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（略）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する」とされている。

また、入学者の選抜に関する事項は、大分県立高等学校学則（昭和 42 年大分県教育委員会規則第 2 号）第 15 条第 2 項及び大分県立中学校学則（平成 18 年大分県教育委員会規則第 15 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、各年度の大分県立高等学校入学者選抜実施要項及び大分県立中学校入学者選抜実施要項に定められている。

##### **(2) 入学者選抜の選抜方法**

ア 県立高等学校入学者選抜について

平成 31 年度から令和 5 年度までの大分県立高等学校入学者選抜実施要項では、入学者の選抜は、調査書の換算点の合計点並びに学力検査成績の総合計点と調査書のその他の記載事項及び面接、適性検査を実施した場合はその結果を資料として総合的に判定することとされている。

イ 県立中学校入学者選抜について

平成 31 年度から令和 5 年度までの大分県立中学校入学者選抜実施要項では、入学予定者は、調査書、適性検査及び面接の結果を資料として行う選抜に基づいて決定することとされている。

(3) 本件公開請求の対象公文書

本件公開請求の対象となる公文書は、以下のとおりである。

ア 県立高等学校入学者選抜について

平成 31 年度から令和 5 年度までの大分県立高等学校第一次入学者選抜での学校ごとの学力検査における得点分布、検査点の最高点及び最低点、検査点の総得点及び平均点並びに合格者の総得点、平均点及び最低点（全教科及び科目別）の一覧（以下「本件対象公文書 1」という。）

イ 県立中学校入学者選抜について

(ア) 平成 20 年度から令和 5 年度までにおける大分県立豊府中学校入学者選抜適性検査の結果推移

(イ) 平成 31 年度から令和 5 年度までの大分県立豊府中学校入学者選抜適性検査の解答状況

（上記 (ア) 及び (イ) を以下「本件対象公文書 2」という。）

## 2 本件一部公開決定について

(1) 本件対象公文書 1 について

本件対象公文書 1 の非公開部分を公にすると、これまでは推認されるに過ぎなかった学力検査の結果に基づく高等学校間の序列が公的な数値でもって確定されることとなり、学力検査の成績のみが偏重された結果、特定の学校に受験者が偏るなど受験競争を不当に加熱させ、総合的な審査による入学者選抜という趣旨が受験者や保護者に正確に伝わらないおそれがある。

また、本来、高校進学時の進路選択は、受験者本人の興味・関心や将来の進路希望に応じて、各学校・学科の魅力や特色に照らし合わせながら、受験者が主体的に行うものであるにもかかわらず、学力検査の結果のみをもって序列化された情報によって生徒が出願校を決定することとなれば、受験者への適切な進路指導にも影響がある。

さらに、各県立高等学校の得点分布や合格最低点等が公になることによって、「学力検査で低い点数を取っても入学できる高等学校」「得点分布が低い点数の階級に集中している高等学校」といった評価をされた場合、その高等学校に在籍する生徒個々の学力も低く評価される可能性があり、学力のみに偏った評価が生徒の心情を傷つけ、学習意欲の低下を招くおそれがある。

(2) 本件対象公文書2について

ア 適性検査の結果推移について

「度数分布」及び「各階級占有率」は受検者全体の各階級の人数を明らかにするものであるから、これらの情報により合格者の最低点を推測され、推測された各年度の合格最低点は、合格ボーダーの推定につながる。合格ボーダーは合否判定の指標と捉えられ、小学生の受検の意思決定に影響しかねない。豊府中学校は、県内唯一の県立併設型中高一貫教育校であり、6年間を見通した教育活動がなされている。市町村立中学校や私立中学校と異なる魅力や特色が小学生の進路選択の要素となることが重要と考えているが、合格ボーダーが推定されると、当該合格ボーダーに左右され、「合格ボーダーが高い（低い）ので、受検しない」といった判断がされるおそれがある。

また、豊府中学校に在籍する各学年の入学時適性検査の情報が比較されることにより、「A学年は高得点を取った生徒が多いので、レベルが高い」「B学年はC学年より合格平均点が低いので、レベルが低い」といった各学年の序列化につながる可能性がある。当該文書の非公開部分が公開されることとなれば、豊府中学校の生徒に限らずこのような考えを持つ可能性もある。

高校進学時の進路選択とは受験者本人の興味・関心等に応じて、各学校・学科の魅力等に照らし合わせながら受験者が主体的に行うべきものであるが、他の中学校から大分県立大分豊府高校（以下「豊府高校」という。）への進学を検討する受験者が「この学年の豊府中学校からの入学者はレベルが低いので、もっと高いレベルの生徒が集まる高校に行きたい」などと考え、豊府高校への進学に消極的になるようなことがあれば、受験者への適切な進路指導にも影響がある。

イ 適性検査の解答状況について

当該文書における非公開部分（小問、得点、人数等）は、本件適性検査の判定に係る事項のうち、公にしていない基準を推測することができるものである。その基準について、受検者が認識して検査がなされた場合は、当該基準を踏まえた適正な検査の実施を妨げることとなり、適正かつ公正な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

## 第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

### 1 本件対象公文書1について

- (1) 受験者にとって学力検査の結果はあくまで高校入試における学校選択理由の一要素にすぎず、開示することにより学力成績のみが偏重され、受験競争を不当に加熱させると結びつけるのは妥当とは言えない。むしろ、学力検査の比率が大きい現行の高校入試において、受験者自身が希望する学校に合格するうえで必要な点数を知るといえるのは、受験者の進路決定において重要なことであり、開示す

ることの意義は極めて大きい。

- (2) 県教委も受験者が一度限り出願校を変更することを認めているように、いわゆる倍率・競争率についても受験校選択の重要な判断材料であると認識しているものとうかがえる。また受験者においては、学力検査における正確な情報を知るとは、進路選択に関する判断材料が増えるという意味で、重要なことと言える。そもそも、検査結果の開示と受験者の偏りのあいだに直接的な因果関係を認めることもできないと考える。
- (3) 学力検査は問題から受験者に至るまで毎年変わるものであり、開示される情報はあくまでその年の学力検査の結果に過ぎず、それだけをもって各高等学校への評価を位置づけるものではない。弁明書にもあるように、各学校・学科の魅力や特色こそが各高等学校の評価を決めるものである。よって、学力検査の結果を開示することで、各高等学校が前述のような評価を受けるという蓋然性は低いと判断するのが妥当である。各学校に在籍する生徒にとっても同様で、学力検査の結果は検査問題、その難易度、その年の受験者の学力層によっても大きく異なるもので、数字そのものが受験者の評価につながるものではない。

## 2 本件対象公文書2について

- (1) 苛烈な受検競争が行われている中で、受検者自身がボーダーを推定し受検するかどうかの判断をすることは、むしろ必要なことであるとすら言える。豊府中学校の魅力や特色に惹かれるというのは前提に、その上で最終的に受験するかどうかの決定をするのは受検者の意思であり、自らの学力とボーダーを比較検討し受検を見送るという結論に達したとして、そこに何ら問題があるとは言えない。
- (2) 毎年の受検問題が異なる以上、情報開示が上記のような序列化につながると考えるのは早計である。平均点が高い生徒が多い＝レベルが低い、平均点が低い＝レベルが低いのように判断するのは、あまりに短絡的と言わざるを得ない。
- (3) 現行の高等学校入学者選抜においては、試験後に同様の資料を公開している。学力検(験)査そのものに性質上の大きな違いはないと考えるため、豊府中学校入学者選抜のみを結果開示不可とするのは妥当であるとは言えない。

## 第6 審査会の判断

### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、次のとおりである。

- (1) 平成 31 年度から令和 5 年度までに実施された大分県立高等学校第一次入学者選抜の学力検査における受験者数、合格者数、得点分布、検査点の最高点、最低点、総得点、合格者の総得点、平均点及び最低点について、学校ごと又は教科ごとにまとめた「県立高等学校第一次入学者選抜学力検査各学校合計点分布状況」
- (2) 平成 20 年度から令和 5 年度までに実施された大分県立豊府中学校入学者選抜の適性検査について、得点数に応じた各階級の人数を示した度数分布及び各階級

の受検者全体に対する割合を示した各階級占有率をまとめた「大分豊府中学校入学者選抜 適性検査結果推移〔全体結果〕」、平成 31 年度から令和 5 年度までの適正検査の問題ごとの得点及び人数を示した「大分県立豊府中学校入学者選抜適性検査解答状況 適性検査Ⅰ」及び「大分県立豊府中学校入学者選抜適性検査解答状況 適性検査Ⅱ」

## 2 本件対象公文書の非公開情報該当性について

### (1) 条例第 7 条第 5 号について

条例第 7 条第 5 号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報として定めている。

### (2) 本件対象公文書 1 の条例第 7 条第 5 号該当性について

本件対象公文書 1 について、実施機関は、当該非公開部分を公にすると、これまでは推認されるに過ぎなかった学力検査の結果に基づく高等学校間の序列が公的な数値でもって確定され、学力検査の成績のみが偏重された結果、特定の学校に受験者が偏るなど受験競争を不当に加熱させるおそれがあると主張している。そして、この序列化された情報によって生徒が出願校を決定することとなれば、本来は受験者本人の興味・関心や将来の進路希望に応じて進路選択すべきであるにもかかわらず、受験者への適切な進路指導にも影響が出ると主張している。

また、各高校の得点分布や合格最低点等が公になることによって、「学力検査で低い点数を取っても入学できる高等学校」、「得点分布が低い点数の階級に集中している高等学校」といった評価をされた場合、その高校に在籍する生徒個々の学力も低く評価される可能性があり、学力のみに偏った評価が生徒の心情を傷つけ、学習意欲の低下を招くおそれがあるとも主張している。

そこで、本件対象公文書 1 の条例第 7 条第 5 号該当性について検討する。

県立高等学校第一次入学者選抜学力検査に関する得点分布、検査点の最高点、最低点、総得点、合格者の総得点、平均点及び最低点の実施機関によって公になれば、これまで推認されるに過ぎなかった県立高等学校間の序列が公的な数値で確定されることは明らかである。そうなれば、特定の学校に受験者が偏り、その結果、過度な受験競争が助長されるというおそれは否定できないものといえる。

また、県立高等学校間の学力検査の序列を受験者やその保護者などが認識するようになると、本来は、学力検査の結果は出願校選択の一要素に過ぎず、受験者本人の興味・関心や将来の進路希望と各学校・学科の有する魅力や特色とを照らし合わせて出願校を選択すべきところが、学力検査の序列を重視して出願校を選択するようになるというおそれは、特段不合理なものとはいえない。

さらに、公的な数値で確定された県立高等学校間の学力検査の序列が広く一般県民に認識されるようになれば、実際は調査書の評定など総合的に勘案した審査により入学者を判定しているにもかかわらず、学力検査の結果の序列のみによって対外的に学校が評価されることは十分想定されうるものであり、学力検査の結

果のみによって低く評価された学校に在籍する生徒の心情が傷つけられ、生徒の学習意欲の低下を招くという実施機関の懸念は、特段不合理なものとはいえない。

審査請求人が主張するように、受験者が学力検査における正確な情報を知ることが進路選択に関する判断材料が増えて重要なことであるという側面はあるが、上述した実施機関の主張に不合理な点が見受けられないことからすると、実施機関が主張する懸念と公開の必要性を比較衡量しても、公開の必要性が上回るとまではいえない。

よって、実施機関が非公開とした上記の部分は条例第7条第5号に該当する。

(3) 本件対象公文書2の条例第7条第5号該当性について

本件対象公文書2について、実施機関は、「度数分布」及び「各階級占有率」は受検者全体の各階級の人数を明らかにするものであるから、これらの情報により合格者の最低点を推測され、合格ボーダーの推定につながり、本来は豊府中学校が有する他の中学校と異なる魅力や特色が小学生の進路選択の重要な要素となるべきところ、当該合格ボーダーに左右され、「合格ボーダーが高い(低い)ので、受検しない」といった判断がされるおそれがあると主張している。

また、豊府中学校に在籍する各学年の入学時適性検査の情報が比較されることにより、「A学年は高得点を取った生徒が多いので、レベルが高い」「B学年はC学年より合格平均点が低いので、レベルが低い」といった各学年の序列化につながる可能性があり、他の中学校から豊府高校への進学を検討する受験者が、「この学年の豊府中学校からの入学者はレベルが低いので、もっと高いレベルの生徒が集まる高校に行きたい」などと考え、豊府高校への進学に消極的になるようなことがあれば、受験者への適切な進路指導にも影響があると主張している。

さらに、本件対象公文書2における非公開部分（小問、得点及び人数等）は、本件適性検査の判定に係る事項のうち、公にしていない基準、具体的には各設問の部分点の有無及び部分点の内訳を推測することができるものであり、受検者が部分点の基準を認識して検査がなされた場合は、当該基準を踏まえた適正な検査の実施を妨げ、適正かつ公正な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張している。

そこで、本件対象公文書2の条例第7条第5号該当性について検討する。

「度数分布」は受検者の得点を階級ごとに区分して、当該階級ごとの人数を示したものであり、「各階級占有率」は各階級における人数の受検者全体に対する割合を示していることから、これらの情報が開示されれば、各年度における入学時適性検査の結果の比較が可能となる。その場合、実際の入学者の決定は適性検査の結果だけでなく調査書及び面接の結果も含めて決定されているにもかかわらず、適性検査の結果のみをもって在校生も含めて各学年が序列化されてしまうおそれは否定できないものといえる。

また、適性検査の解答状況が明らかになれば、各小問の部分点が推測でき、部分点を推測できる受検者が有利となる。そうすると、受検者間に不公平が生じ、公正な適性検査が実施できなくなるという実施機関の主張は是認できるものと

いえる。

なお、「度数分布」と「各階級占有率」が明らかとなれば、過去の合格者数等と照らし合わせることで、合格者の最低点、いわゆる合格ボーダーを推定できる。この点について、実施機関は、本来は豊府中学校の有する魅力や特色を重視して進路選択すべきところが、合格ボーダーによって受検の可否が判断されるおそれを主張する一方で、審査請求人は、最終的に受検するかどうかの決定をするのは受検者の意思であり、受検者が自らの学力とボーダーを比較検討して受検を見送るという結論に達したとしても問題はないと主張している。確かに、審査請求人が主張するように、合格ボーダーの情報も含めて最終的な受検の可否を受検者が決定すべきという考えもあるが、豊府中学校が有する他の中学校と異なる魅力や特色よりも合格ボーダーが重視されるようになるという実施機関の懸念は特段不合理なものとはいえず、上記の実施機関の主張も踏まえると、実施機関が主張するおそれと公開の必要性を比較衡量しても、公開の必要性が上回るとまではいえない。

よって、実施機関が非公開とした上記の部分は条例第7条第5号に該当する。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年5月22日	諮 問
令和6年6月26日	事案審議（令和6年度第3回審査会）
令和6年7月30日	事案審議（令和6年度第4回審査会）
令和6年8月28日	答申決定（令和6年度第5回審査会）

## 大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
徳 丸 由美子	大分県地域婦人団体連合会元副会長	R6.5.31 退任
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	R6.6.1 就任